

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区における外商投資建設工事企業設立関係事項に関する通知

【発布機関】上海市都市部・農村建設及び管理委員会

【発布番号】滬建交聯[2013]997号

【発布日】2013-09-27

【実施日】2013-10-01

【時限性】現行有効

【効力等級】

【全文】

滬建交聯[2013]997号

中国(上海)自由貿易試験区における外商投資建設工事企業設立関係事項に関する通知

各関係機関宛:

建築サービス分野の対外開放を一層拡大するために、国務院が批准した「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」に基づき、中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)における外商投資建設工事企業設立関係事項について、以下の通り通知する。

一、本通知で言う外商投資建設工事企業とは、中国法律、法規の規定に基づき、試験区に設立した外商投資建設工事設計企業、外商投資建築業企業のことを指す。

二、外国投資者が試験区内において外商投資建設工事設計企業を設立し設計活動を行う場合、及び試験区内において外商投資建築業企業を設立し建築活動を行う場合、外商投資届出及び企業登記手続きを行い、建設工事企業資格証書を申請しなければならない。

三、試験区において設立する外商投資建設工事設計企業、外商投資建築業企業が建設工事企業資格証書を申請する場合、「建築業企業資格管理規定」、「建築工事サーベイ設計資格管理規定」、「外商投資建設工事設計企業管理規定」、「外商投資建築業企業管理規定」などの関係規定に基づき、手続きをしなければならない。このうち、試験区において設立し、上海市向けに設計サービスを提供する外商投資建設工事設計企業が初めて建設工事設計資格を申請する場合、外国側投資者の工事設計業績の審査は行わない。

四、外商投資建設工事設計企業、外商投資建築業企業がプロジェクトを請け負う場合、自社の資格等級許容範囲内においてのみ認められる。このうち、試験区において設立した外資建築業企業が上海市の中外連合建設プロジェクトを請け負う場合、建設プロジェクトの中外投資比率の制限を受けない。

五、香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の投資者が試験区において建設工事企業を設立し、建築活動を行う場合、本通知を参照して実行する。

六、本通知は2013年10月1日から施行する。

以上

二〇一三年九月二十七日

1 / 1